

公益財団法人 全日本ボウリング協会

服 装 規 則

(目 的)

第 1 条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）の主催、公認、共催する競技会、選手権大会に参加する競技者の服装規則は、次のとおりとする。

(競技者の服装)

第 2 条 競技者の服装については、本協会競技規程第 137 条を厳守すること。競技者は、特に規定されない限り、次のとおりとする。

- (1) 競技者は、本協会に承認されたユニフォームを着用するものとする。個人的に異なる服装をすることは許されない。男子はスラックスを着用する。女子はスカート、スラックス、運動用ショートパンツを着用することができる。ただし、チーム戦において同一チームは同一のユニフォームを着用する。
- (2) IOC 規程及び世界テンピンボウリング連盟(WTBA)規程に基づいて、本協会競技規則の下に行われる公認競技会（選手権大会・リーグを含む）に対しては、商業上の識別表示については製造メーカーの物に限られ、1 品目 1 箇所しか表示してはならず、その大きさは 12 平方センチメートル以内とする。シューズについては 6 平方センチメートル以内とする。

(競技者のユニフォーム)

第 3 条 競技者が着用するユニフォームは、次のとおりとする。

- (1) 実業団のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と実業団名（できる限り略称）及び個人名を明記する。ただし、商品名を入れることはできない。
 - (2) 大学生のみの競技会は、学校名と個人名を明記する。
 - (3) 高校生・中学生のみの競技会は、所属する連盟の都道府県名と学校名及び個人名を明記する。
 - (4) 連盟・支部・クラブのユニフォームは、所属する連盟の都道府県名と支部名又はクラブ名及び個人名を明記する。
- 2 JBC ワッペンは、競技者が着用するユニフォームの左胸につけることとする。
 - 3 競技会のチーム戦では、チーム全員同一ユニフォームを着用する。ただし、男女混合のチーム戦では、同一デザインで男女の色違いは同一ユニフォームとみなす。
 - 4 各連盟及び各地区連合の競技会では、それぞれの規定によるユニフォームとする。
 - 5 本協会主催の競技会でのユニフォームの着用は、別表のとおりとする。
 - 6 ユニフォームの袖に勤務先名を貼付することができる。（個人普通会員を除く）その大きさは 12 平方センチメートル以内とし、着脱可能な状態とすること。（縫い付け等不可）

勤務先名の貼付にあたっては、別に定める様式により、事前に所属連盟に申請を行い、許可を得ること。また本協会主催の競技会での貼付については別表のとおりとし、各連盟及び各地区連合の競技会ではそれぞれの規定による。ただし、公的機関と関係する大会は除く。

(規則の改廃)

第 4 条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て改廃することができる。

(附 則)

本規則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

